

令和4年度定期予防接種に係る取り組みについて

1 主 旨

平成25年6月に国は、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種（以下「定期接種」という。）に関し、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が同ワクチン接種後に特異的に見られたことから、積極的な接種勧奨を控えることを、定期接種を実施する区市町村へ勧告し、区においても定期接種の対象者への個別通知を見合わせていた。

今般、国の審議会において、最新の知見を踏まえ、改めてワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認された。この審議を踏まえ、国は令和3年11月26日付通知により、予防接種法の規定による接種勧奨を行うことを区市町村へ通知した。そのことを受け区は、定期接種対象者への個別勧奨を実施する。

2 基本的な考え方

- (1) 接種対象学年は小学校6年生から高校1年生に相当する年齢の女子である。
- (2) 国の通知を受け、標準的な接種期間に当たる中学1年生に相当する年齢の女子に対し、毎年3月下旬に個別勧奨を実施する。
- (3) 令和4年度については、標準的な接種期間に当たる中学1年生に相当する年齢の女子に加え、これまで個別勧奨を受けていない令和4年度に中学2年生から高校1年生に相当する年齢の女子についても勧奨の対象とする。

3 令和4年度における接種勧奨

- (1) 送付対象 区民で令和4年度に中学1年生～高校1年生に相当する年齢の女子
- (2) 対象人数 約12,000人
- (3) 送付日 令和4年3月下旬（予定）

4 令和4年度予算案

3,170千円

(内 訳) 接種予診票等の印刷、発送郵便料、封入封緘委託

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年3月 両医師会に情報提供
3月下旬 対象者へ個別通知
4月1日 区のおしらせ4月1日号、区ホームページ掲載

6 その他

積極的な接種を差し控えている間に定期接種の対象であった平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの女子に対して、公平な接種機会を確保する観点から、具体的な勧奨や接種方法等が国審議会でも議論されている。方針が決定され次第、報告する。